

消費生活センターに相談しよう

●どんな相談ができるの？

悪質商法、契約・解約トラブル、商品やサービスに関する疑問、心配ごとなどについて受け付けています。どこに相談していいかわからないときでも、お気軽にご相談ください。



●相談したいときはどうしたらいい？

相談は来所、電話で受け付けています。来所される場合は、できるだけ、事前の電話をお願いします。

●どんな対応をしてくれるの？

消費生活センターは公正な立場で、消費者の権利を尊重し、自立を支援する機関です。トラブルの状況を把握した上で問題を整理し、相談者の希望を聞き、解決のためにはどうしたら良いか一緒に考え、解決のお手伝いをしています。具体的には相談者が自主交渉するための助言をしたり、消費者と事業者の合意を目指しあっせんしたりしています。相談の範囲を超えときは、適切な相談窓口の案内や、各種相談会などにつないでいます。

●本人じゃなきゃ相談できないの？

本人からの相談が原則ですが、ご事情がある場合には周囲の人から相談をお寄せください。



●うまく話せないかも…

相談員が相談の解決に向けて必要な情報をお尋ねします。安心してご相談ください。

●個人情報はいいたくないな…

トラブルが確かにあったということを確認するため、相談の傾向を知るため、氏名・住所・電話番号などをお聞きしています。個人情報が外に漏れることは決してありませんので、ご協力ください。ただ、どうしても言いたくないということなら、伏せたままお話を伺います。なお、その場合あっせんはできかねますのでご了承ください。

●どんな人が相談にのってくれるの？

消費生活に関するトラブルの相談を受け付け、トラブルの解決や未然防止に導くことを支援するための専門資格を持った“消費生活相談員”が対応します。

最近では定期購入のトラブルが多く発生しています。注文前には、しっかり契約内容を確認することを心がけましょう。ご不安な皆さまに寄り添いながら、ゆっくりお話を伺います。



市消費生活センター 宮本相談員



国東高校出前講座の様子

社会の変化に伴い、消費者トラブルも多様化しています。正しい情報を伝え、被害を未然に防ぐ取組みも実施しています。高校では、成年と未成年の契約の違い、スマホに届く不審なメッセージの対処法などを説明しました。毎年、消費者トラブルにあわないためのポイントなどを説明する出前講座を行っています。お気軽にご相談ください。

〒 国東市消費生活センター（観光・地域産業創造課） ☎ 72-5168

消費生活センターをご存知ですか？

消費生活センターとは、消費生活に関するさまざまな苦情や相談を受け付ける機関です。国東市消費生活センターは、国東市にお住まいの方の消費生活に関する相談をお受けするほか、消費者被害防止などに関する啓発を行っています。



国東市消費生活センター

（国東市 観光・地域産業創造課内）

来所または電話による相談を受け付けています。

☎ 電話番号 0978-72-5168

🕒 相談時間 月曜日から金曜日（祝日・休日を除く）
午前8時30分から午後5時

📍 場所 国東市国東町鶴川149番地
国東市役所本庁舎2階



消費者トラブルを防ぐための活動を行っています

出前講座

相談員が地域の学習会などに出向いて、実際にあった消費者トラブルの事例や悪質商法の手口、トラブルにあわないために気を付けるポイントなどを説明します。講座は無料です。国東市消費生活センターまで事前予約をお願いします。

令和7年度の講座内容

「だまされるなえ、悪徳商法」
「はじめよう！エシカル消費」

※内容の詳細や時間は相談可能です

消費生活出張相談

相談員が各地に出向き、事業者との間に生じた消費生活上のトラブルについて、解決のための助言や情報提供を行います。詳しい情報やスケジュールは、下の二次元コードから市ホームページをご覧ください。



市ホームページ